

昭和50年防衛庁告示第155号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払方法）等の一部を改正する告示について

1 改正の趣旨

国土交通大臣が管理する空港の使用料に係る2つの告示^(注1)の一部改正（本年3月13日公布、4月1日施行）されることから、これに対応して自衛隊が管理する飛行場の使用料に係る2つの告示^(注2)についても一部改正をするものである。

（注1）

- ① 国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和45年運輸省告示第76号）
- ② 国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成11年運輸省告示第165号）

（注2）

- ① 昭和50年防衛庁告示第155号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払方法）【＝「使用料告示」】
- ② 平成11年防衛庁告示第49号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額の特例）【＝「特例告示」】

2 改正の概要

国土交通省告示の改正趣旨を踏まえ、防衛省告示を以下のとおり改正する。

（1）使用料告示

自衛隊が管理する専用飛行場を民間航空機が使用する場合は停留料については、現在、国土交通省が管理する飛行場におけると同様、「6時間以上飛行場に停留する航空機」に賦課しているところ、これを「3時間以上飛行場に停留する航空機」に改める。

（2）特例告示

自衛隊が管理する共用飛行場を使用する民間航空機のうち、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものの着陸料については、現在、国土交通省が管理する飛行場におけると同様、国土交通省告示に定める標準額の10分の7としているところ、平成22年10月31日までの時限措置として、国際旅客チャーター便については標準額の2分の1に軽減する。

3 施行期日

平成20年4月1日